



社会保険労務士

朝比奈事務所 NEWS

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-3-4 九段清新ビル4階

Tel : 03-5212-2192 Fax : 03-5212-2299

http://www.sr-asahina.jp/ asahina@sr-asahina.jp

監視・断続的労働の適用除外申請

○監視・断続的労働の適用除外の許可基準

「監視又は断続的労働」は、通常の労働者と比較して労働密度が疎であり、労働時間、休憩、休日の規定を適用しなくても必ずしも労働者保護に欠けるところがないとされています。ただし、適用除外となるためには、必ず行政官庁の許可を受けなくてはなりません。

<監視に従事する者>

監視に従事する者は、原則として、一定部署にあって監視するのを本来の業務とし、常態として身体又は精神的緊張の少ないものについて許可されます。したがって、次のようなものは適用除外者に該当しません。

(1)	交通関係の監視、車両誘導を行う駐車場等精神的緊張の高い業務
(2)	プラント等における計器類を常態として監視する業務
(3)	危険又は有害な場所における業務

<断続的労働に従事する者>

断続的労働に従事する者とは、休憩時間は少ないが手待時間は多い者という意味であり、その許可は概ね以下の基準によって取り扱うこととされています。

(1)	修繕係等通常は業務閑散であるが、事故発生に備えて待機するものは許可すること。
(2)	寄宿舍の賄人等については、その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待時間折半の程度まで許可すること。ただし、実労働時間の合計が8時間を超えるときは許可すべき限りではない。
(3)	鉄道踏切番等については、1日交通量10往復程度まで許可すること。
(4)	その他特に危険な業務に従事する者については許可しないこと。

○手続（申請）方法

<手続書類>

- ・監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書

<添付書類>

- ・実態等の確認書（拘束時間・実労働時間・労働時間の内容・作業内容 e t c…を記入する欄がある。）
- ・建物の図面（建物の面積・休憩スペースがちゃんとあるか等をチェック）
- ・賃金台帳（雇用前であり賃金が発生していない場合は、労働条件通知書・雇用契約書等）
- ・その他、日又は週等、定期に業務日報などをつけている場合はその書面